

NEWS LETTER

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

02

2024

2月に入りました。3日は節分、4日は立春、12日は初午です。暦の上では春を迎え、名実ともに春到来が待ち遠しい季節に向かいます。掲載内容に関してご不明点などがございましたら、どうぞお気軽に、TFSコンサルティンググループまでお問い合わせくださいませ。



令和5年分の所得税 確定申告の変更点

- ◆免税事業者から消費税の記載がある請求書が届いた場合
- ◆4月から変わる更新上限・無期転換の明示ルール
- ◆社長のための財務 自己資本比率

令和5年分の所得税 確定申告の変更点

所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ）の確定申告時期にあわせ、令和5年分の申告からの主な変更点をご紹介します。

個人住民税の改正に伴う 様式の変更

令和6年度の個人住民税から、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告における課税方式を、所得税と一致させることとなりました。たとえば、これまで上場株式等に係る配当所得について、所得税は総合課税、個人住民税は確定申告不要などと別々の課税方式を選択できましたが、これができないこととなります。これにより、令和5年分以降用の所得税の申告書第二表の様式が一部変更されています。

総合課税の対象となる者の改正

上場株式等に係る配当所得について、必ず総合課税となる者（いわゆる「大口株主等」）の定義が次のとおり見直されました。

改正前 (R5.9.30までに支払を受ける配当等)	改正後 (R5.10.1以降に支払を受ける配当等)
発行済株式総数等の3%以上を保有する個人	同族会社保有分と合算して発行済株式総数等の3%以上を保有する個人

これにより、仮に改正後に総合課税の対象となる配当が特定口座（源泉徴収選択口座）内で源泉徴収されていたとしても、総合課税として確定申告が必要となります。

国外居住親族に係る扶養控除

国外に住んでいる扶養控除の対象となる者の年齢が30歳以上70歳未満の場合に、制限

が設けられました。具体的には、①留学している、②障害者である、③生活費等として年38万円以上の支払を受けている、これら3つのうちいずれかに該当する必要があります。

青色申告決算書等の様式変更

事業所得を申告する場合の青色申告決算書に、売上金額や仕入金額の明細を記入する欄が新設されました。

売上(収入)金額の明細				登録番号(法人番号)(※)	売上(収入)金額
売上(名称)	所在地	種別	登録番号(法人番号)(※)	売上(収入)金額	
〇〇(株)	〇〇〇〇	〇	TXXXXXXXXXXXXX	8,537,000	
〇〇(有)	〇〇〇〇	〇	TXXXXXXXXXXXXX	7,319,000	
〇〇(有)	〇〇〇〇	〇	TXXXXXXXXXXXXX	6,637,000	
〇〇(有)	〇〇〇〇	〇	TXXXXXXXXXXXXX	5,227,000	
上記以外の売上先の計(雑収入を含む)				計	11,560,000
〇仕入金額の明細				計	39,280,000
仕入(名称)	所在地	種別	登録番号(法人番号)(※)	仕入金額	
△△(株)	〇〇〇〇	〇	TXXXXXXXXXXXXX	8,006,000	
△△(有)	〇〇〇〇	〇	TXXXXXXXXXXXXX	7,437,000	
△△(有)	〇〇〇〇	〇	TXXXXXXXXXXXXX	5,569,000	
△△(有)	〇〇〇〇	〇	TXXXXXXXXXXXXX	5,233,000	
上記以外の仕入先の計				計	1,351,000
減価償却費の計算				計	27,596,000

出典：国税庁HP「令和5年青色申告決算書（一般用）の書き方」
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2023/pdf/037.pdf> 一部抜粋

また、収支内訳書にある売上金額や仕入金額の明細欄に、登録番号（法人番号）の記入欄が新設されました。

なお、令和5年分の所得税と消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の確定申告に係る法定申告・納期限、口座振替日は、次のとおりです。期限内の申告納付、振替口座の残高確認を忘れないようにしましょう。

	法定申告・納期限	口座振替日
所得税	令和6年3月15日(金)	令和6年4月23日(火)
消費税※	令和6年4月1日(月)	令和6年4月30日(火)

(※)課税期間の特例適用者は、特例期間に応じた法定納期限・振替日(参考)令和5年分の財産債務調書や国外財産調書の提出期限は、令和6年7月1日(月)です。

免税事業者から消費税の記載がある請求書が届いた場合

消費税の免税事業者から届いた請求書に消費税の記載があっても、問題はないのでしょうか。また、源泉徴収が必要な場合にはどう計算をするのでしょうか。Q&A形式で確認します。

Q.

消費税の免税事業者である甲氏（日本在住）から請求書が届いたのですが、そこには依頼したグラフィックデザイン制作料30万円の他、消費税10%として3万円の記載がありました。免税事業者なのに消費税の記載があることで、問題になりませんか？

また、居住者に対してデザインの報酬を支払うこととなりますので、支払時に源泉徴収を行います。この場合、いくらに対して源泉徴収を行うこととなりますか？

A-1. 免税事業者の請求書に消費税の記載がある場合

適格請求書（インボイス）発行事業者以外の者が、インボイスと誤認される恐れのある請求書等を交付することは禁止されています。この場合の『誤認される恐れ』とは、たとえば次の記載がある場合をいいます。

- 登録番号（T+13桁の数字）に類似した英数字を記載する
- 他人の登録番号を自らの登録番号として記載する

ご質問の消費税の記載のみをもって、この『誤認される恐れ』があるとは考えにくい。基本的には問題になりません。

なお、禁止された行為に該当した場合には、罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）の適用対象となります。

A-2. 源泉徴収のしかた

ご質問のような報酬の他、原稿料や講演料など、日本の居住者に対して一定の報酬・料金等の支払を行う際には、所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ）を源泉徴収しなければなりません。

この場合の源泉徴収税額は、ご質問のグラフィックデザイン制作料であれば、次の支払金額に応じて計算します。

支払金額（A）	源泉徴収税額※
100万円以下	$A \times 10.21\%$
100万円超	$(A - 100万円) \times 20.42\% + 102,100円$

（※）1円未満の端数切捨て

上記『支払金額（A）』は、原則、消費税（地方消費税を含む。以下同じ）の額を含めた金額とされていますが、報酬・料金等の額と消費税の額が請求書等において明確に区分されている場合には、消費税の額を含める必要はありません。この場合の請求書等とは、必ずしもインボイスである必要はないため、インボイス以外の請求書等においても明確に区分されているのであれば、消費税の額を含めずに源泉徴収税額を計算することができます。

つまりご質問の場合、原則は、33万円をAとしますが、消費税の額を含めない30万円をAとしても差し支えありません。

4月から変わる 更新上限・無期転換の明示ルール

2024年4月より、労働条件の明示に関して、就業場所・業務の変更の範囲の明示が必要になります。また、これ以外にも有期労働契約では、更新上限と無期転換に関する事項も変更になります。以下ではこの内容をとり上げます。

有期労働契約の更新上限

有期労働契約を締結する際に、「契約更新の有無」と「更新する場合があると明示したときにはその判断基準」を明示する必要があります。

2024年4月より、これに加えて、更新上限の定めがある場合には、たとえば「通算5年まで」や「更新3回まで」のように、その内容を明示することが義務となります。

また、更新上限を定めていなかったにもかかわらず、その後に新たに「通算5年まで」と更新上限を設定する場合や、「更新5回まで」としていたものを「更新3回まで」のように短縮する場合は、その理由をあらかじめ対象となる従業員に説明することが必要になります。

なお、更新上限を定めない場合は、明示の必要はありませんが、契約内容を明確にするという観点からは、更新上限がないことを明示するのが望ましいでしょう。

無期転換の取扱い

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超える契約を締結すると、従業員は無期転換の申込をすることができます。2024年4月から

は、対象となる従業員に無期転換の申込ができることを労働条件通知書で明示し、さらに、無期転換後に有期労働契約時の労働条件から変わる場合には、その内容も明示することになります。

なお、その内容については別紙を添付するなどして明示することも認められています。これらの内容に係る労働条件通知書の記載例は以下のとおりです。

本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約（無期労働契約）の締結の申込をすることにより、本契約期間の末日の翌日（〇〇年〇月〇日）から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無（無・有（別紙のとおり））

この無期転換に関する明示は、無期転換の申込ができる有期契約労働者が対象になります。有期契約労働者全員が対象になる訳ではないため、有期労働契約が通算5年を超えているか否かの管理が必要です。この際、無期転換への申込を行う意思はないと表明している従業員に対しても、この明示は必要です。

会社には正社員やパートタイマー、嘱託社員など様々な雇用形態の方がいるかと思しますので、今回変更となる有期契約労働者に対する明示事項と、就業場所・業務の変更の範囲について、それぞれ必要となる事項を労働条件通知書のひな形に反映しておきましょう。

社長のための財務 自己資本比率

ここでは、会社の安全性を示す指標である、自己資本比率についてみていきます。

自己資本比率とは

自己資本比率は総資産に占める自己資本(純資産)の割合で、「自己資本÷総資産×100」で求められます。

自己資本は返済や償還が必要ない安定した資本といえ、自己資本比率が高いほど、会社の長期的な安全性が高くなります。この自己資本比率を高めるには、

- 自己資本を増やす
- 総資産を減らす

という考え方が基本になります。

自己資本を増やすには

自己資本を増やすには、「利益を上げること」と「増資をすること」が該当しますが、増資は中小企業の税務上のメリットがなくなる恐れがありますので、増資額には注意が必要です。

総資産を減らすには

総資産を減らすには、在庫や売上債権、固定資産などの事業用資産の見直しを行い、圧縮することです。事業用資産の見直しを行った結果、含み益のある遊休固定資産がある場合には、これらを売却し、その資金で借入金を返済(負債を圧縮)することで、短期的に自己資本比率を改善させることができます。この場合、含み益を計上することで、利益を上げることもつながります。

しかしながら、遊休固定資産などは一度売ってしまえば終わりです。よって、利益を増やし、内部留保を高めると共に事業用資産の圧縮を進めることが、中長期的な視点で継続して自己資本比率を高める唯一の方法です。

ただし、自己資本比率の数字にこだわるあまり、必要な資産への投資までもやめてしまうと、自社の成長を妨げる要因になりますので、注意が必要です。

産業別の自己資本比率

中小企業庁が2023年7月に発表した資料※から、産業別に中小企業(法人企業)の直近2年分の自己資本比率をまとめると、下表のとおりです。

産業別の自己資本比率(%)

	2020年度	2021年度
法人企業合計	39.2	40.1
建設業	43.8	43.0
製造業	46.0	44.3
情報通信業	51.8	57.0
運輸業、郵便業	35.9	33.9
卸売業	38.4	39.6
小売業	31.4	36.6
不動産業、物品賃貸業	32.3	35.2
学術研究、専門・技術サービス業	51.3	53.8
宿泊業、飲食サービス業	14.0	13.9
生活関連サービス業、娯楽業	34.0	37.7
他に分類されないサービス業	38.9	35.9

※中小企業庁「令和4年中小企業実態基本調査」より作成

法人企業全体では、40%程度となっています。貴社の自己資本比率と比べてみてはいかがでしょうか。

※中小企業庁「令和4年中小企業実態基本調査」

全国の中小企業の中から選出した約11万社を対象とした調査です。詳細は次のURLのページにある令和4年度確報から確認いただけます。

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00553010&tstat=000001019842>

賃金改定にあたり最も重視したこと

2023年11月に、企業の賃金改定状況に関する調査結果*が公表されました。ここではその中から、賃金改定にあたり重視した要素をみていきます。

2023年の賃金改定状況

上記調査結果によると、2023年に1人平均賃金を引き上げた(引き上げ予定を含む)企業の割合は89.1%でした。反対に、引き下げた(引き下げ予定を含む)割合は0.2%でした。また、引き上げ実施企業における1人平均賃金の改定率は3.4%で、2022年より1.3ポイント増加しています。

改定で重視したこと

上記調査結果で、賃金改定を実施または予定している企業のうち、賃金改定にあたり最も重視した要素があると回答した割合は、87.2%でした。

賃金改定にあたり最も重視した要素では、企業の業績が36.0%で最も高く、労働力の確保・定着が16.1%、雇用の維持が11.6%で続いています。なお、企業の業績は徐々に割合が低下しています。2010年は60.4%だったものが、

2019年は50.0%、2023年は前述のとおり36.0%という状況です。

物価の動向も重視

次に賃金改定にあたり最も重視した要素、そのほかに重視した要素2つに関する複数回答の結果をまとめると、下表のとおりです。

2022年、2023年の結果とも、複数回答であっても上位3つは最も重視した要素と同じでした。ただし、2022年からの増減をみると、物価の動向が20.3ポイント増加しています。**物価の動向を重視した企業が増えている**ことがわかります。

物価の上昇を考慮した賃金引き上げは、雇用の維持や労働力の確保・定着のためにもなりますが、企業にとっては賃金改定にあたり重視すべき要素が増えて、業績にかかわらず、可能な範囲で賃金引き上げを実施せざるを得ない状況にあるともいえるのかもしれませんが。

賃金改定にあたり重視した要素
(最も重視したもの、そのほかに重視したものを2つまでの複数回答、%、ポイント)

	企業の業績	世間相場	雇用の維持	労働力の確保・定着	物価の動向	労使関係の安定	親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	前年度の改定実績	その他の要素
2022年	55.2	17.2	35.0	39.4	6.8	9.8	8.9	13.8	4.9
2023年	50.3	23.4	41.3	46.5	27.1	8.4	11.5	6.4	2.7
増減	-4.9	6.2	6.3	7.1	20.3	-1.4	2.6	-7.4	-2.2

厚生労働省「令和5年賃金引上げ等の実態に関する調査」より作成

※厚生労働省「令和5年賃金引上げ等の実態に関する調査」

日本標準産業分類による15大産業に属する常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民間企業のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した企業を対象に2023年7月～8月に行われた調査です。調査対象企業数は3,620社、有効回答率は52.5%となっています。詳細は次のURLのページから確認いただけます。<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/jittai/23/index.html>

4月に新入社員を受け入れる事業者は、受け入れる準備を開始する時期です。また、4月から給与改定を行う場合には昇給の準備を検討する時期でもあります。春に向けて早めに準備を開始しておきましょう。

01 固定資産税の納付（第4期分）



固定資産税第4期分の納期限が到来します。資金繰りも考慮した上で、納付もれのないようにしましょう。期限は、市町村の条例で定める日です。

02 確定申告（書面）の受付開始



令和5年分の所得税・住民税の確定申告の受付期間は、3月15日までです。所得税を現金で納付する場合は同日が期限となるため、納付手続きを忘れないようにしましょう。振替納付の場合の振替日は4月23日です。こちらは、引き落とし口座の残高を確認しておきましょう。

また、個人事業者の消費税の確定申告は4月1日までです。消費税を現金で納付する場合は4月1日が期限ですが、振替納付の場合の振替日は4月30日です。

03 国民年金保険料の「2年前納」の手続き



2年度分の国民年金保険料を口座振替でまとめて納める「2年前納」は、6ヶ月及び1年前納に比べて割引額が大きくなっています。申込期限は、口座振替もしくはクレジットカードの場合は毎年2月末、現金の場合は3月末です。希望される方は早めに手続きをしましょう。

04 労働保険料等の口座振替納付の申込



労働保険料等の納付は口座振替にすることができるようになっています。来年度（第1期）より口座振替とするには、2月25日までに口座を開設している金融機関の窓口で手続きを行う必要があります。

05 4月昇給の場合の準備



4月昇給の事業所については、そろそろ昇給のデータや人事評価の資料の準備、日程調整などを行っておきましょう。

06 新入社員の受け入れ準備



4月入社予定の新入社員の受け入れ準備を進めましょう。入社前研修や入社後のスケジュールを決定するとともに、寮や社宅の手配、制服などの準備も必要に応じて行いましょう。

07 火災予防運動に伴い、消防設備等の点検実施



春の火災予防運動に先立ち、消防設備など（消火器、非常口、非常階段、避難経路など）の点検をしましょう。いざというときに慌てないように、避難訓練や非常時の対応方法（連絡方法、避難対策など）について周知しておきましょう。

2月は日にちが少ないことから、月末は日ごとの資金の出入りが激しくなります。また2024年はうるう年のため、スケジュール管理を徹底しましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	木	先負	●贈与税の申告の提出・納付（～3月15日）
2	金	仏滅	
3	土	大安	
4	日	赤口	立春
5	月	先勝	
6	火	友引	
7	水	先負	
8	木	仏滅	
9	金	大安	
10	土	先勝	
11	日	友引	建国記念の日
12	月	先負	振替休日
13	火	仏滅	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（1月分）
14	水	大安	●継続・有期事業概算保険料延納額の支払期限（第3期分※口座振替を利用する場合）
15	木	赤口	
16	金	先勝	●所得税確定申告（書面）の受付開始（～3月15日） ●所得税確定申告税額の延納届出（～3月15日） ●所得税及び復興特別所得税の納付（～3月15日※現金納付の場合）
17	土	友引	
18	日	先負	
19	月	仏滅	雨水
20	火	大安	
21	水	赤口	
22	木	先勝	
23	金	友引	天皇誕生日
24	土	先負	
25	日	仏滅	
26	月	大安	
27	火	赤口	
28	水	先勝	
29	木	友引	●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（1月分） ●じん肺健康管理実施状況報告書 ●固定資産税第4期分の納期限 ※市町村の条例で定める日まで